

R F S 発 2 9 第 2 号  
平成 2 9 年 8 月 4 日

原子力規制委員会  
原子力規制庁 緊急事案対策室長 殿

リサイクル燃料貯蔵株式会社  
防災安全部長 鈴木 一司

リサイクル燃料備蓄センター原子力事業者防災業務計画の読み替えについて(連絡)

平成 2 9 年 3 月 2 3 日 付 け R F S 発 2 8 第 1 5 号 で 届 け 出 ま し た 「リサイクル燃料備蓄センター原子力事業者防災業務計画」につきまして、原子力規制庁、むつ市及び弊社の組織改正に伴い、本計画を添付資料のとおり変更致します。次回修正までの期間については、読み替えにより運用することと致しますのでご連絡させていただきます。

添付資料：リサイクル燃料備蓄センター原子力事業者防災業務計画 読み替え表

以上

リサイクル燃料備蓄センター 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

読み替え前	読み替え後	改正理由
<p>第2章 原子力災害予防対策の実施</p> <p>第1節 防災体制</p> <p>(中略)</p> <p>3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務 社長は、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者を選任する。</p> <p>(1) 原子力防災管理者の職務 原子力防災管理者は、備蓄センター長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。</p> <p>a. 別表2-1又は別表2-2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに社長に報告するとともに、別図2-3に示す箇所へ通報し、緊急事態を発生させる。</p> <p>b. 緊急事態を発生した場合、直ちに緊急時対策要員を召集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図2-4に示す箇所へ報告する。</p> <p>c. 原子力防災対策特別措置法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、及び維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用具、非常用通信機器、その他の資材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。</p> <p>d. 緊急時対策要員に対し原子力災害事後対策のために必要な措置を行わせる。</p> <p>e. 旅行又は疾病その他の事故のために長期に亘り不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者である技術部長、技術グループマネージャ、品質保証グループマネージャ、総務部長及び防災担当部長の中から、あらかじめ定める順位により代行者を指定する。</p>	<p>第2章 原子力災害予防対策の実施</p> <p>第1節 防災体制</p> <p>(中略)</p> <p>3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務 社長は、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者を選任する。</p> <p>(1) 原子力防災管理者の職務 原子力防災管理者は、備蓄センター長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。</p> <p>a. 別表2-1又は別表2-2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに社長に報告するとともに、別図2-3に示す箇所へ通報し、緊急事態を発生させる。</p> <p>b. 緊急事態を発生した場合、直ちに緊急時対策要員を召集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図2-4に示す箇所へ報告する。</p> <p>c. 原子力防災対策特別措置法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、及び維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用具、非常用通信機器、その他の資材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。</p> <p>d. 緊急時対策要員に対し原子力災害事後対策のために必要な措置を行わせる。</p> <p>e. 旅行又は疾病その他の事故のために長期に亘り不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者である技術安全部長、技術グループマネージャ、品質保証グループマネージャ、企画総務部長及び防災安全部長の中から、あらかじめ定める順位により代行者を指定する。</p>	<p>組織改正に伴う変更 組織改正に伴う変更 組織改正に伴う変更</p>

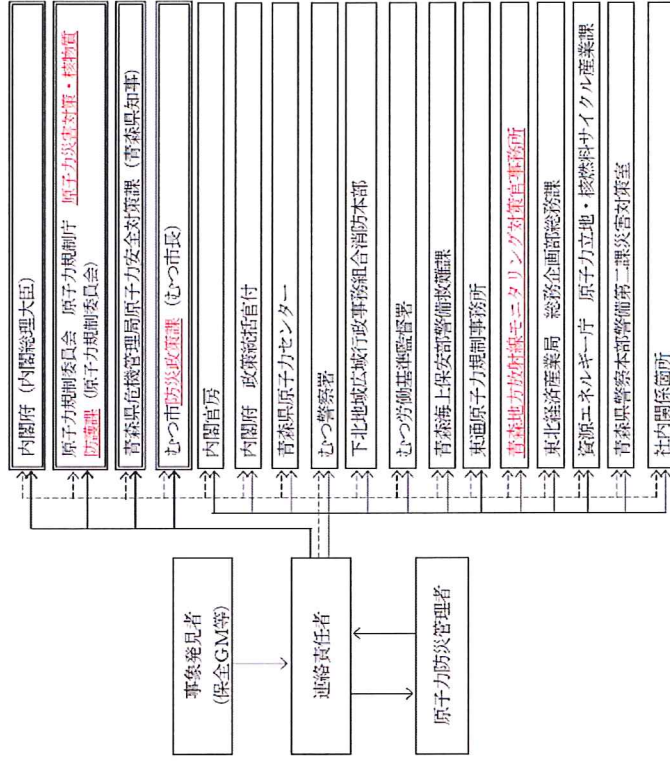
リサイクル燃料備蓄センター 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

読み替え前	読み替え後	改正理由
<p>別図2-2 警戒事象発生時の通報経路</p> <p>-----&gt; : ファクシミリによる送信(ファクシミリが使えない場合、郵便電話等による連絡)          ——&gt; : 電話等による連絡</p>	<p>別図2-2 警戒事象発生時の通報経路</p> <p>-----&gt; : ファクシミリによる送信(ファクシミリが使えない場合、郵便電話等による連絡)          ——&gt; : 電話等による連絡</p>	<p>原子力規制庁組織改正に伴う変更          むつ市組織改正に伴う変更</p>

リサイクル燃料備蓄センター 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

読み替え前

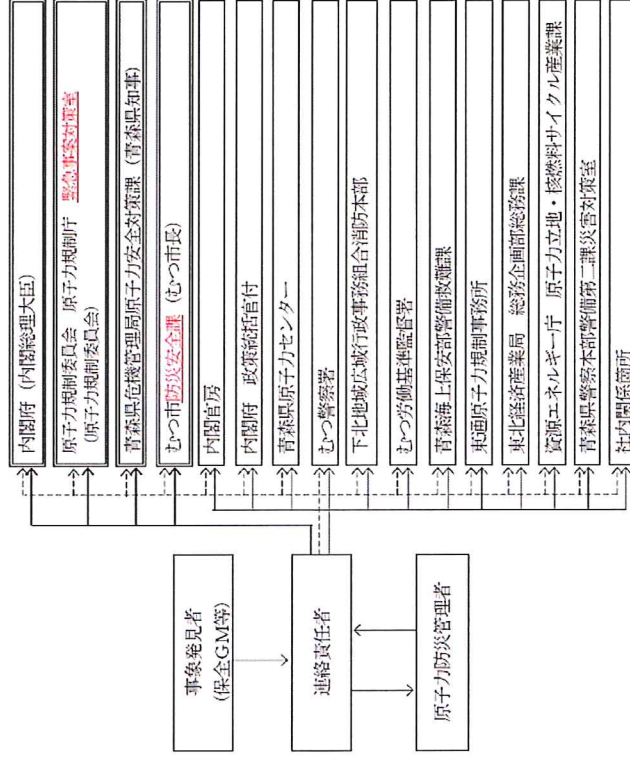
別図2-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路  
備蓄センター内での事象発生時の通報経路



- ☐ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
- : 電話によるファクシミリ着信の確認
- > : ファクシミリによる送信(ファクシミリが使えない場合、郵便電話等による連絡)
- : 電話等による連絡

読み替え後

別図2-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路  
備蓄センター内での事象発生時の通報経路



- ☐ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
- : 電話によるファクシミリ着信の確認
- > : ファクシミリによる送信(ファクシミリが使えない場合、郵便電話等による連絡)
- : 電話等による連絡

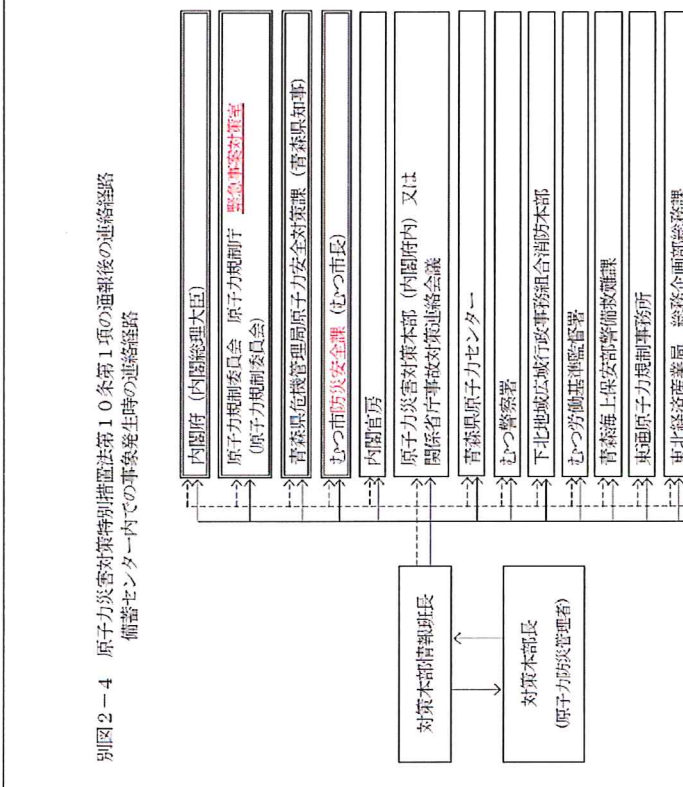
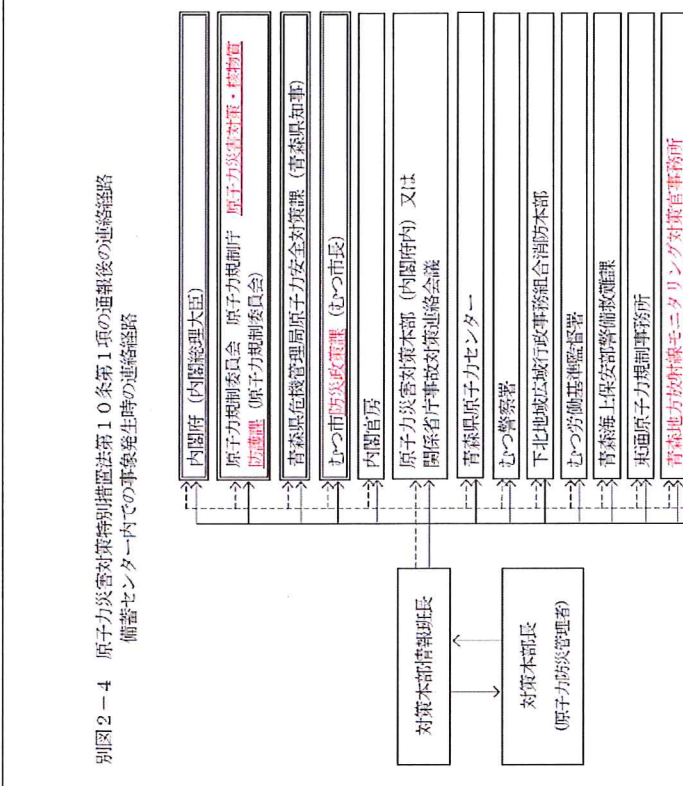
改正理由

原子力規制庁組織改正に伴う変更

むつ市組織改正に伴う変更

原子力規制庁組織改正に伴う変更

リサイクル燃料備蓄センター 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

読み替え前	読み替え後	改正理由
<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 備蓄センター内での事象発生時の連絡経路</p>  <p>内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 <b>緊急事態対策室</b> <b>防産連</b> (原子力規制委員会) 青森県危機管理庁原子力安全対策課 (青森県知事) むつ市防炎対策課 (むつ市長) 内閣官房 原子力災害対策本部 (内閣府内) 又は 関係省庁事故対策連絡会議 青森県原子力センター むつ警察署 下北地域広域行政事務組合消防本部 むつ労働基準監督署 青森海上保安部警備救護課 東通原子力規制事務所 <b>青森地方放射線モニタリング対策官事務所</b> 東北経済産業局 総務企画部総務課 資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課 オフサイトセンター (現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会) 青森県災害対策本部 ※ むつ市災害対策本部 ※ 青森県警察本部警備第二課災害対策室 社内関係箇所</p> <p>対策本部情報班長 対策本部長 (原子力防災管理者)</p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 備蓄センター内での事象発生時の連絡経路</p>  <p>内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 <b>緊急事態対策室</b> <b>防産連</b> (原子力規制委員会) 青森県危機管理庁原子力安全対策課 (青森県知事) むつ市防炎対策課 (むつ市長) 内閣官房 原子力災害対策本部 (内閣府内) 又は 関係省庁事故対策連絡会議 青森県原子力センター むつ警察署 下北地域広域行政事務組合消防本部 むつ労働基準監督署 青森海上保安部警備救護課 東通原子力規制事務所 <b>青森地方放射線モニタリング対策官事務所</b> 東北経済産業局 総務企画部総務課 資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課 オフサイトセンター (現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会) 青森県災害対策本部 ※ むつ市災害対策本部 ※ 青森県警察本部警備第二課災害対策室 社内関係箇所</p> <p>対策本部情報班長 対策本部長 (原子力防災管理者)</p>	<p>原子力規制庁組織改正に伴う変更</p> <p>むつ市組織改正に伴う変更</p> <p>原子力規制庁組織改正に伴う変更</p>

: 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先  
 ----> : ファクシミリによる送信(ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡)  
 -> : 電話等による連絡  
 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る

: 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先  
 ----> : ファクシミリによる送信(ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡)  
 -> : 電話等による連絡  
 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る